

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
岐阜県飛騨市	飛騨市移住交流促進特区	飛騨市	<p>国の総合戦略では「お試し居住に取り組む市町村の数を倍増」を掲げている。お試し居住はありのままの生活体験に意味があるが、現行旅館業法では空き家をそのまま活用することは不可であり、旅館用途への改修には多額の経費が必要。特例措置により、本気の移住希望者に対し住宅用途での3日以上賃貸を可能とし、地方移住の拡大に繋ぐ。                      (公衆衛生上の管理・善良な風俗の維持に係る対応策)                      ・滞在は1組のみの一戸建て貸切住宅とする。                      ・募集時に間取り情報等を開示、契約前に現地確認の上、賃貸契約を締結する。                      ・身分証を提示、宿泊者名簿を付ける。                      ・住宅用途の火災対策を講じ、契約時には滞在者と消火器、報知器の設置場所等の確認を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の総合戦略で掲げる「お試し居住に取り組む市町村の数を倍増」の実現。</li> <li>・お試し居住にサテライトオフィス体験機能を備えることで「ふるさとテレワーク」を推進。</li> <li>・空き家の流通、空き家利活用の促進。</li> <li>・地方創生のテーマである地方移住の促進。</li> </ul>	<p>1か月未満の宿泊で料金徴収する場合は旅館業に該当され、基準に合った施設改修と保健所の許認可が必要である。</p>	<p>旅館業法第2条・旅館業法施行令第1条</p>	<p>本気の移住希望者に対し住宅用途での3日以上賃貸を可能とし、旅館業法の適用除外とする。</p>